

令和7年12月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和7年12月15日（月） 開会 午前10時
閉会 午前11時24分

場所 第6委員会室

出席委員 杉田茂実委員長
橋詰昌児副委員長
林薫委員、飯塚俊彦委員、内沼博史委員、新井豪委員、小川真一郎委員、
小島信昭委員、細川威委員、松坂喜浩委員、山田裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

堀口幸生環境部長、竹内康樹環境部副部長、山井毅環境未来局長、
鈴木健一環境政策課長、佐藤正太温暖化対策課長、
尾崎範子エネルギー環境課長、小ノ澤忠義大気環境課長、
堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、
今川知浩資源循環推進課長、高橋和宏みどり自然課長

[農林部関係]

竹詰一農林部長、松澤純一農林部副部長、長谷川征慶農林部副部長、
坂梨栄二食品衛生安全局長、中村真也農業政策課長、
川嶋正樹農業ビジネス支援課長、田嶋貴公農産物安全課長、
渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、吉田義彦生産振興課長、
阿部徹森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進課長、西澤徳一郎農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第122号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）のうち農林部関係	原案可決
第140号	指定管理者の指定について（埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園）	原案可決
第141号	指定管理者の指定について（埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター）	原案可決
第142号	指定管理者の指定について（さいたま緑の森博物館）	原案可決
第154号	指定管理者の指定について（埼玉県農林公園）	原案可決
第155号	指定管理者の指定について（埼玉県県民の森）	原案可決
第171号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち環境部関係	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査（環境部関係及び農林部関係）
クマ対策について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

林委員

- 1 資料4について、この議案は人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴い、当初予算では不足してしまう額を増額補正するものだというふうに認識した。給与改定の影響額は幾らになるか。
- 2 影響額全てを増額補正するのか。

環境政策課長

- 1 給料、職員手当、共済費の合計で1億1,329万6千円を見込んでいる。
- 2 この影響額と今後の給料等の執行見込みを勘案した結果、既存の予算では、4,981万3千円不足することが見込まれたため、その不足分について増額補正をお願いするものである。

内沼委員

- 1 指定管理者の方が、6月の常任委員会で私も多分言ったと思うが、県内事業者を育成する観点から、できる限り県内事業者の応募を増やすべきというような、そのような指摘もさせていただいたが、今回の指定管理者の募集に当たり、県内事業者の応募を増やすためにどのような取組や工夫を行ったのか伺う。
- 2 その中で、緑の森博物館、こちらが多分、今まで立川かどこかの業者だったと思うが、その中で新たに指定管理者に今回なったのが、地元の三芳町の石坂産業ということで、私もここはよく視察をさせていただいているが、先ほど少し説明があったが、どのような点が評価されたのかを伺う。
- 3 緑の森博物館の中で、これまで指定管理者の皆様と、地元の様々なボランティア団体が連携して運営したという話も聞いているが、今回の指定管理者とは、ボランティア団体とか、今まで働いていた方々との協同作業とかも含めて、どのような形で話し合いが行われたのかも含めて伺う。

みどり自然課長

- 1 過去に応募いただいた企業、団体をはじめ、業界団体や経済団体にも今回広く周知を行ったほか、県内で類似施設の指定管理業務を行っている事業者や、あるいは環境保全活動に取り組む民間企業などにも幅広く今回声を掛けて、募集内容を説明するなどして応募を促したところである。また、申請書の受付期間についても従来より長い期間を取った。今回は、8月の27日から9月の25日までの30日間ということで長めに設定して、応募を検討する企業や団体が事業計画を検討、また作成する期間を十分に確保できるよう配慮したところである。
- 2 石坂産業については、三富地域で運営する自然体験型の学習施設、三富今昔村、この施設において年間65,000人の来場者を受け入れた実績、こうしたことや自然環境とつながりを実感できるプログラムを年間200回行っている。こうしたノウハウを緑の森博物館の運営に応用して、利用者増を図る提案を頂いた点、この辺が評価されたものと考えている。
- 3 長年にわたり施設で活動をいただいているボランティア団体が活動しやすい環境を整えることが大切だと県としても考えており、ボランティア団体との連携は、選定委員会においても重要な点として審査をいただいている。ボランティア団体の皆様には、これ

までもできる範囲の御説明をさせていただいているところではあるが、まだ指定管理者が正式に決まっていないという状況であるので、指定管理者が決定したら、ボランティア団体の皆様には、今後も変わらずに活動いただけるということを丁寧に説明して、不安等があればその解消に努めていきたいというふうに考えている。

内沼委員

様々な今回、石坂産業は本当に県のそのような形で地元業者入れていただき感謝する。その中で、いきものふれあいの里センター、ここは1者しか応募がなかったということで、これは県内の他の事業者から応募がなかった理由というか、そういうことを県はどのように捉えているのか伺う。

みどり自然課長

いきものふれあいの里センターについては1者しか応募がなかった。いきものふれあいの里センターについては、ほかの2施設と若干異なるところがあり、管理する緑地が6か所に点在しているという特徴がある。そうしたことから他の施設に比べて管理の手間が煩雑だと思われることが敬遠された一因ではないかというふうに考えているところである。我々としても、今回はこういったところであったが、やはり複数の事業者に次回以降も応募いただきたいというふうに思っているので、今後に向けては、企画運営の実態をよく見ていただけるように施設のイベントや運営に多くの企業や団体が参加できるというようなところで、この施設がどういった施設なのか、どういった管理なのか、そういったことを少しでも理解して、参画を促せるよう機会の増進に努めていきたいというふうに思っている。

山田委員

- 1 先ほどと同じ、さいたま緑の森博物館の指定管理の件について伺いたいと思う。今回の石坂産業が提案されている委託料の方が、今年度までの委託料より若干2割ぐらい増額されているというところで、その理由が物価高騰とかそういうこともあるのだと思うが、何かほかにあればお聞かせいただきたいと思う。
- 2 2点目もこの緑の森博物館の指定管理のことだが、ホームページを拝見させていただいたところ、ついこの間、11月5日から、カネパッケージみどりの森博物館ということでネーミングライツを使って愛称が決まったということであったが、こちらのカネパッケージも、石坂産業のように企業理念として里山保全をしていくというような企業だと思うが、連携した取組があるのかどうかや、カネパッケージとの、すみ分けと言ったらおかしいが、石坂産業もそういった企業理念でやっている企業だと思うので、何か関連があればお聞かせいただきたいと思う。

みどり自然課長

- 1 今回、石坂産業から提案があった内容、自主事業として、かなりこれまでにないような事業の充実というものがある。例えば、養蜂プログラムや原木シイタケ栽培プログラム、こういった石坂産業の従来の施設で取り組んで好評だったもの、こういったものを新たに展開したい。そういったことを行うに当たっての人件費や、いろんな経費がかかるというところが一つある。石坂産業の方からは、当初は従来よりも経費がかかる部分があるけれども、利用者を増やしていくことで指定管理料などについても徐々に少なくしていきたいというような提案があったところである。
- 2 委員のお話しのとおり、カネパッケージの方からも、ただ単にネーミングライツで使

用料をお支払いするというのではなくて、地元の入間市などとも連携をして、指定管理者とも協力しながら、何らかの取組ができないかというような提案を頂いている。ただ、まだ具体的な内容については、今後新たに決まっていく指定管理者と協議調整の上行っていくということであるが、イメージとしては指定管理者が実際は行うところに、このカネパッケージの提案をどう乗せていくのかというような形で協議を進めていくというイメージでいる。具体的などころについては、まだ決まっているものはない。

山田委員

選定理由にも単に委託料頼みということではなく、今おっしゃったような自主事業をやっていくことで収入確保していきたいというようなことが書いてあったと思うが、先ほど三富今昔村は65,000人とかいらっしゃっているという話を聞いて、私もこの緑の森博物館に伺ったことはないが三富今昔村はよく利用していたので、とてもイメージが湧いてきたりしているが、その利用者増などの数値目標や、今現状がどうでこれからどのぐらいにしていきたいなど、何かそういったことがあればお聞かせいただきたいと思う。

みどり自然課長

従来の緑の森博物館については、おおむね30,000人前後利用実績であった。これについて石坂産業については新たな事業展開をしていくということで、向こう5年間については平均約49,000人ということで、60,000人ぐらいの、今石坂産業が行っている三富今昔村での利用実績、そこに近づけるぐらいなものを目標としたいというような形で提案の方はいただいているところである。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

林委員

- 1 資料1の4ページ目になる。水利施設管理強化事業について、特別型湧水高温対策の予算額が600,000円ということだが少なく感じる。要望はどのぐらいあったのか。
- 2 資料1の5ページ目になる。家畜保健衛生所機能強化事業に関してである。工期延長により、準備期間が短くなるというふうに理解した。このスケジュール表において、赤い矢印になるということは後ろが詰まってしまうのではないかと思うが、家畜保健衛生所の9月の開所予定に影響はないのか。
- 3 資料1の6ページ目である。繰越明許費の設定、森林管理道整備事業に関してである。予算額に対する繰越額はどのぐらいになるか。また、今後どのように繰越額を削減していくのか、方策をお願いする。
- 4 資料1の8ページ目である。債務負担行為の設定に関してである。債務負担行為の限度額が1億5,800万円ということであるが、これは全部で何か所になるか、何か所実施されるのか。
- 5 また、箇所はどのように選定されたのか。
- 6 資料2について1点伺う。埼玉県農林公園に関して、指定管理者の応募が、農林公社だけだった理由は何だとお考えか。ほかの事業者がなぜ応募しなかったとお考えか。
- 7 資料3について、埼玉県県民の森に関して、特定非営利活動法人Nature Serviceを指定管理者の候補者として決定したということだが、どのような実績のある団体なのか改めてお願いする。
- 8 同じくこのNature ServiceとA団体の点数を比較すると、危機管理体制において、Nature Serviceの方が6点低いように思うが、その理由はどのようなものか。指定管理に支障はないのか。

農村整備課長

- 1 今回、要望があったのは、1地区のみであり、このほかに要望はなかった。県内全域に要望調査を3回に分けて、都度都度掛けている。その中で、実際要望があったのがこの1地区のみで、この夏の少ない雨の中で農作物への被害というか、影響が懸念されたが、営農におけるきめ細やかな水管理や、そういったところでほかでは大事に至らなかったというふうに考えている。

畜産安全課長

- 2 今回お願いしている工期延長により、令和8年5月の末に完成予定となっている。開所については、鳥インフルエンザの流行シーズンに入る前の令和8年9月を予定しているが、建物の引渡しから開所までの3か月間、6月、7月、8月において開所の準備作業を行うことは十分可能であり、開所時期への影響はない。

森づくり課長

- 3 令和7年度当初予算額に対する繰越額の割合は約43%となっている。土砂崩落の影響等に伴い工期の延長等が理由としてあるが、こうした不測の事態に対応できるよう、早期発注に努めて繰越額の削減に努めていきたいと考えている。
- 4 秩父市など6市町村、計7か所で予定している。内訳については工事が3か所、測量設計等の委託が4か所となっている。
- 5 設計図面や地元との調整などが整っており、直ちに発注できる箇所について選定をしている。
- 7 具体的な実績としては長野県で2施設、栃木県で1施設のそれぞれキャンプ場であるが、3施設の指定管理を行っている実績がある。
- 8 危機管理体制について、A団体はこれまでの指定管理者としての実績が評価されて、Nature Serviceを上回っている状況であった。ただ、Nature Serviceの方も緊急連絡先の掲示や通報マニュアルの作成、災害時や急病人対応の訓練の実施、24時間対応の警備システム導入など、適切な危機管理を行うこととしており、指定管理に支障はないものと考えている。

農業政策課長

- 6 農林公園の指定管理に関しては、本年7月に募集要項を公表して以降、県のホームページでの周知を行うとともに、前回5年前に指定替えがあったが、その際に現地説明会に参加するなど関心を持たれていた事業者や、あるいは類似の施設の管理を行っていて農林公園の管理を行えると類推されるような事業者にもお声掛けはしてきたが、結果としては、手を挙げたのは今回の農林公社1者ということであった。その背景として、農林公園の管理業務は単なる施設の保守管理的な側面ももちろんあるが、実際に農林業学習や、あるいは技術研修など、一定の専門性を必要とする業務を含んでいる。実際に募集要項の中でも、野菜とか、花きと幅広い品目の栽培管理や、あるいは林業も含めた技術指導が行えるような体制、これに必要な資格も備えているような人員が確保されるような、そういった配置を求めるといった要件を課している。それに当たって、単独の事業者だけで、その要件を満たすのはなかなか難しいだろうということで、グループ申請ということも認めていたが、結果としてこういった一定の専門性を要する体制を確保することができる事業者が限られていたのではないかとこのように考えている。

林委員

最後にお答えいただいた資料2について、埼玉県農林公園に関してである。農林公社が連続して指定管理者に指定されている、ほかの応募がなかったということをお答えいただいた。公園の運営内容の改善や発展は図られているのかということをお願する。先ほど説明いただいた資料で、資料2の4ページにも選定理由等があったが、連続して指定されており、以前と同じということでは余りよろしくないというふうに思うので、今申し上げたように公園の運営内容の改善や発展が、このように図られているという観点で、お答えをお願いします。

農業政策課長

農林公社が次の指定管理期間において、これまでの指定管理期間における取組と変更して拡充をしていこうというふうに計画上明記している点が、大きく申し上げますと2点ある。1点目は、農産物の直売場のレジだとか自動販売機、これに関して直売所のレジであると、POSシステムを導入して、出荷者がその販売状況をリアルタイムに確認できるようにする、要は売行きが確認できるようにするという点である。そういった機能を備えるとともに直売所のレジと自動販売機を含めてであるが、キャッシュレス対応を行っていくということで、その運営を行っていくということで利用者の利便性の向上につながるものというふうに考えている。そして、大きなもう1点であるが、最近農林公園の利用者の中には直売所に直接目当てに来られる方もいれば、園内の散策、散歩のルートとしての散策に来られる方もかなり増えているということで、園内の散歩ルートに花を植えた回廊を作る部分を増やしていくといった取組も行っていくといったことで、次からの指定管理の内容においても、これまでの内容を拡充していくと聞いている。

松坂委員

- 1 水利施設管理強化事業であるが、省エネルギーの推進型で、これに16の土地改良区が補助となっていると議案調査では伺ったが、先ほど特別型は1団体のみということであった。私、考えるところで16団体のほかにもあったのかということをお伺いしたが、それについてお伺いする。そして、これを選定するに当たってどのような手順で応募したというか、調査を進められたのかお伺いする。
- 2 継続費の延長についてお伺いする。この目的というのは工事請負者の人員確保は想定以上の時間を要したということで、年度内の完了が困難となったということが理由で挙げられていた。今の開設時期については影響がないというお話を伺ったが、今年度、本来であると事業を実施すべき部分の金額を見ると、事業量の3割ぐらしか令和7年度で実行していなかったということはあるが、これに関して工事進捗に対しての指導というか、監督請負者に対してどのような監督、指導していたのかお伺いする。
- 3 また、年度が延びることによって物価の市場価格、備品の購入等で大幅に高騰だとか、また、変更が出てくるのが考えられるが、この場合は要因が工事請負者の方の関係で延長しているわけなので、追加の補正はないというふうには思うが、その辺ちょっと確認をさせていただきたいと思う。
- 4 繰越明許費の設定についてであるが、先ほど繰越しに関して43%というお話があったので、それに関して図から見ると、土砂崩落が今年の6月3日でそのような状況で、7月1日に契約を結んでいる。そして今、いろんな工法等の検討をしながら、新たに1月10日に契約ということになるわけであるが、工事内容の大幅な変更があることから、当初の契約と変更、経過契約というふうになると思うが、大幅にちょっと、金額的にも当初の予定した金額が変わってくるのかなというふうに思うが、その辺についてちょっ

と分かる範囲で教えていただければと思う。

農村整備課長

1 今回、県内全域について、要望量の調査をさせていただいた。そのうち、手が挙がってきたのが16である。具体的には、5月末から6月にかけて、1回目の調査を行った。この際に、12の土地改良区の方から手が挙がった。2回目として9月に行ったが、そのときは更に四つ増えて、16の土地改良区から要望があった。さらに、3回目として10月下旬から11月にかけて要望量調査を再度掛けた。その際には、2回目と同じ、16の土地改良区から手が挙がったところで、今回の議案の方につながっているところである。

畜産安全課長

2 工事については、都市整備部の営繕・公園事務所が発注をして、直接の指導監督を行っているところである。なお、備品の発注については、農林部で行うため、来年度予定している家畜保健衛生所の開所に影響が出ないように、進捗については密に情報を共有して、連携して進めていく。

3 継続費に計上している大型備品については、予算の延長が認められ次第、今年度中に発注する予定であり、翌年度に追加補正はないものというふうに考えている。

森づくり課長

4 右下の工程表については、全体の計画を表しており、当初、7月1日に契約が予定されていたものだが、土砂崩落により193日間工事が中断したため、この計画を変更して、1月10日に契約をするということを表している。ちょっと資料が分かりづらくて申し訳なかったがそういう意味であるので、御承知おきいただければと思う。

松坂委員

大体様子が分かった。ただこの図の表記が少し分かりづらいというかここで契約になっているから、ちょっと誤解を招くことだったと思う。よくちょっと気を付けていただきたいと思う。（意見）

細川委員

先ほど松坂委員が御質問された、水利施設の管理のことについてお伺いをする。先ほどの質問の中でも手を挙げたところが16団体で、1回目、2回目、3回目とやられているが、この事業内容について見ると、電力量や諸油脂費の高騰、さらには湧水や高温といった気候変動の影響を背景に創設されたと思う。多くの土地改良区が同様の影響を受けていると考えられるが、しかし、その中で申請団体が16ということになっている。この16とはやはりちょっと少ないのかなというように思うが、この16になっている要因について、例えば、ここにも書いてあるように、電気料等の維持管理費の25%以上というこの事業要件や、あるいは土地改良区の規模や事務体制の違いなどもあるかと思うが、この16に留まっているものに対して、県としてどのように分析をしているのかお伺いしたいと思う。

農村整備課長

水利施設管理強化事業については、農林水産省の補助事業、国庫の方を活用させていただいている。この要件として、ただ今、委員お話しがあったように、維持管理費に占める

電気料金の割合が25%以上といったものが要件としてなっている。これは、農水省として電気料金の高騰を受ける管理者を重点的に支援するというような考え方もあるのかとは思いますが、そういったようなところが今回の16土地改良区というところに影響しているとは考えている。

細川委員

埼玉県内には90の土地改良区があるというふうに伺っている。先ほどの答弁であると、維持管理費の25%以上が事業要件ということで、ほとんどその90団体のうち、これは県の方でしっかりと伴走型というのか、しっかり調べ上げて、おおむね25%以上のところは16か所というようなことで、この16団体が申請された。そのほかにはないということでしょうか。

農村整備課長

今回、16地区あったが、一方で、施設の各施設管理者において、管理する施設が小規模な場合や、あるいはきめ細やかな運転操作によって、電気料金の高騰の影響がさほど大きくなかったというところは実際手が挙がらなかったのかなとは思いますが、また、周知する段階において、25%というところについては、どこの土地改良区が25%を超えているかというところは特段確認はしていない。あくまでも改良区の方で25%を超えて申請したいというところについて、今回対象とさせていただいてるところである。

内沼委員

指定管理者の農林公園のところであるが、先ほど林委員の質問にお答えいただいた中で、今回も応募が1者ということで、この点数を見てみると、30点満点中の19点が二つあり、20点が三つあるが、基本的にこれについては7割もっていない、多分62%とか66%であるが、特にこの19点の県内中小企業者の障害者雇用等の取組であるとか、環境負荷低減の配慮は案外重要な観点だと思うが、ここがちょっと低かったということは、これから農林公社が、もう1回指定管理をやるということなので、この辺の徹底について、県の方から農林公社を含めて今度の指定管理者に対しての要望だとか、もうちょっと上げるようなことをこれからやってほしいというようなことについては今回の点数の中でそういうお話はしたのか。

農業政策課長

点数が低かった2点、環境に配慮した運営と障害者雇用への配慮の運営、選定委員の場においては提案された内容についての評価を行う場であるので、その場でこういうことをやるべきとか、そういった指導を行ったということではない。実際に今、次の指定管理期間において取り組む内容の具体を確認をしたというところである。その中では環境に配慮したものということであると、循環型農業の実践というのを農林公社はかなり強く掲げており、落ち葉堆肥農法、県でも世界農業遺産認定されているが、その取組を農林公園の中でもしっかりと実践していくという内容であったり、あるいは障害者雇用に関しては、園内の清掃とか、花壇の手入れとか、そういった比較的作業が単純なものに関して中心に障害者の方の就業経験の場を提供すると。そういったような内容を行っていくとともに、県内の障害者施設で作成した物品の直売所には販売や、そういったことも取り組んでいくということを確認をしている。次の指定管理期間においてはそういった取組がしっかり行われていくように、県としても確認をしていきたいと思う。

内沼委員

やはり重要な点がちょっと低いということで、指定管理を審査する段階ではあれだが、これからやはり県の施設を任せるということで、県の方からもしっかりそういうところちょっと低いところに関しては、是非指導も含めて、その辺のお話を一緒になってやっていただければと思うが、その点について伺います。

農業政策課長

今の委員の御指摘も受けて、この計画の提案の中では今、申し上げたような内容となっているが、ほかにこういった観点で不断に取り組んでいくべき論点だと思うので、ほかにこういったことができるのではないかとかというふうに県が気付くものについては情報提供もしながら、彼らがやると言っている内容はしっかり行われるように、しっかり指導していきたいと思う。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（クマ対策について）】

林委員

それでは、クマ対策について順次御質問申し上げます。まず1点目、クマによる被害状況の御認識について御質問する。本年度、全国的にクマによる人身被害が過去最悪のペースで増加しており、死者も複数出ている。埼玉県においても、主に秩父地域や西部、北部山間部を中心に、ツキノワグマの出没が確認されている。県は、現在の状況をどのように認識し、直近の出没件数や人身、農林業被害の正確な数字をどのように把握されているのか。

みどり自然課長

今年度のツキノワグマの出没件数であるが、11月末時点で150件の情報を寄せられている。これについては過去最高だった令和5年度を既に上回っている数字というところである。また、被害の状況についてであるが、環境部で把握している人的被害の部分については昨年小鹿野町で1件あったが、今年度については人的被害の方は発生していないという状況である。

農業支援課長

農業被害についてお答えする。令和5年度、6年度はクマによる農作物の被害はなかった。令和7年度の調査はこれから行うが、現時点での各市町村からの農作物被害の報告はない。今後とも、市町村と連携しながら農作物被害の実態把握を進めていく。

森づくり課長

クマによる林業被害であるが、爪や牙により、木の皮が剥がされるクマ剥ぎがある。被害については市町村や森林組合の聞き取り等を行っているが、直近の被害について6年度の被害報告はない。

林委員

それでは今の現状認識を踏まえて再質問をする。それではクマの出没要因の分析について御質問する。今年の秋はクマの主食となるドングリなどが凶作と言われており、これが人里への出没増加の主要因の一つとされている。埼玉県においては、どのように分析され

ているのか。

みどり自然課長

今年、県が実施した堅果類の調査では、クマの主食となるブナの実が大凶作、また、コナラの実が凶作という結果であり、山奥に餌が少なく、クマが人里近くに来ているということが、特に秋以降に目撃情報が増えた主な要因だというふうに考えている。また、近年は、山と人里の間にある里山の手入れをする人がいなくなり、クマが隠れやすい草やぶなどが広がり、山と人里との境界が曖昧になっている、こういったこともクマが人里に出没しやすくなっている要因、そういうふうに考えている。

林委員

それでは、2点をお受けして再々質問する。それでは、現状認識と要因についてお伺いしたところで、対策について最後お聞きする。現在講じている対策と、中長期的な対策とそれぞれ教えていただきたいと思う。

みどり自然課長

現状のところであるが、当面は人里に出没したクマの人的被害をなくす、そのための緊急対応として市町村が緊急銃猟制度を的確に運用できるよう、そういった支援に注力しているところである。情報を共有するための会議や専門家を招いた研修会なども、この夏以降開催しており、現在市町村のマニュアルの作成を支援しているところである。中長期的な対策ということについてであるが、中長期的には人とクマが適切に住み分けを行い、安心して人が暮らせることができる環境を作るため、クマを人里に近づけないための対策、それと、クマがこれ以上増えないよう個体数を管理する取組、こういったものを進めていきたいというふうに考えている。

森づくり課長

森林の関係で現在講じている対策としては、森林内で作業を行う、調査を行ったりする森林組合や市町村に対しては、注意喚起を行っているところである。また、中長期的な対策としては、集落等の周辺に位置する森林において、雑草木の刈払いを行いクマの隠れ場所をなくし、見通しをよくすることでクマとの遭遇防止を図ること、これが考えられると思っている。

内沼委員

様々な対策もお伺いしたが、やはり先ほど緊急銃猟という話も出たが、それに対応するのはやはり猟友会の方々であるが、やはり今猟友会に入られるというか、できる方が大分減っているということと、あとちょっと、この間猟友会の方にお話を聞いたが、やはり普通のイノシシとかシカとかに比べると、クマを銃猟するというのはすごくプレッシャーが掛かって、やはり命の危険にさらされるということもあるので、長瀬射撃場や、その辺で訓練をする場をやはりちゃんと設けてほしいというようなお話も聞いたが、猟友会の人数も増やすということを含めた形で、今県として、長瀬射撃場のことも含めて、どのような対策を今やっているのかお伺いしたいと思う。

みどり自然課長

今御案内のとおり県の猟友会の会員数、これは長期的には減少傾向が続いている。現在、昨年の状況であるが2,047人ということになっている。ただ明るい兆しもあり、年齢

別で見ると、これまで一番のボリュームゾーンで、全体の3割強を占めていた、70歳代が多少退会等で減少する一方で、比較的若い50歳代以下、この辺の入会が進んでおり、徐々に会員の若返りが進んでいるといったところである。若返りをする上ではもちろん技術の習得、技術がベテランよりも不足しているところがある。こういったことを、今委員の方から御指摘のあった長瀬射撃場、こういったことも活用して、新たな狩猟者、特にクマ猟の経験については、ベテランの方も含めて本県においては経験者が非常に少ない。そういったこともあるので、こういったことを補えるいろんな研修会や、長瀬射撃場の活用など、こういったことを今後進めていきたいというふうに考えている。